

広島県告示第五百七十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年四月三十日

広島県知事 横 田 美 香

一 区域

三原市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和八年七月一日	午前二〇時三〇分～午後〇時 午後二時三〇分～午後三時	ひろしま農業協同組合 三原西アグリセンター ひろしま農業協同組合 幸崎支店
令和八年七月二日	午前二時三〇分～午後一時 午前二〇時三〇分 ～午前二時三〇分	ひろしま農業協同組合 鷺浦支店 三原市人権文化センター
令和八年七月三日	午後一時～午後三時	中之町コミュニティセンター
令和八年七月六日	午前二〇時三〇分 ～午後二時三〇分	神明会館
令和八年七月七日	午前二〇時三〇分 ～午後二時三〇分	糸崎コミュニティセンター
令和八年七月八日	午前二〇時三〇分～午後三時	三原市大和文化センター
令和八年七月九日	午前二〇時三〇分～午後三時	三原市中央公民館
令和八年七月一〇日	午前二〇時三〇分～午後三時	三原市中央公民館
令和八年七月一三日	午前二〇時三〇分～午後三時	三原市中央公民館
令和八年七月一四日	午前二〇時三〇分～午後三時	三原市本郷保健福祉センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和八年七月一日～令和九年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会